

令和 8 年 3 月 10 日

一宮市マンションの建替え等の円滑化に関する法律
施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和8年3月10日

一宮市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第4号

一宮市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
一宮市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年一宮市規則第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p><u>一宮市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号。以下「法」という。)、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u>(平成14年政令第367号)及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (除却<u>の</u>必要性に係る認定申請書に添える図書等)</p> <p>第2条 法第102条第2項第1号<u>に</u>該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、<u>省令第49条第1項</u>の除却<u>の</u>必要性に係る認定申請書に、同項及び次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。 (1)・(2) 略</p> <p>2 <u>省令第49条第1項第3号</u>の規則で定める書類は、当該マンションが法第102条第2項第1号<u>の</u>国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類とする。</p> <p>3 第1項に規定する者は、<u>省令第49条第1項</u>の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる</p>	<p><u>一宮市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号。以下「法」という。)、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u>(平成14年政令第367号)及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (除却<u>等</u>の必要性に係る認定申請書に添える図書等)</p> <p>第2条 法第163条の56第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、<u>省令第76条の25第1項</u>の除却<u>等</u>の必要性に係る認定申請書に、同項及び次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。 (1)・(2) 略</p> <p>2 <u>省令第76条の25第1項第3号</u>の規則で定める書類は、当該マンションが法第163条の56第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類とする。</p> <p>3 第1項に規定する者は、<u>省令第76条の25第1項</u>の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる</p>

<p>構造計算書を添えることを要しない。</p> <p>4 法第102条第2項第2号から第5号までの いずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第49条第2項の除却の必要性に係る認定申請書に、同項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 (許可申請書に添える図書等)</p> <p>第3条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第102条第1項の認定の申請又は法第105条第1項の許可の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>構造計算書を添えることを要しない。</p> <p>4 法第163条の56第2項第2号から第5号までの いずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第76条の25第2項の除却等の必要性に係る認定申請書に、同項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 (許可申請書に添える図書等)</p> <p>第3条 省令第76条の30第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第163条の56第1項の認定の申請又は法第163条の59第1項の許可の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。